

令和4年度第13回南関町農業委員会会議録

令和5年3月10日(金)
午後1時19分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

3番 大里 義明 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

7番 末竹 信雄 君

8番 山口 勲 君

5. 議 事

第46号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第47号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第48号議案 農地法第5条事業計画の変更申請について

第49号議案 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

第50号議案 農地取得に係る別段の面積基準の変更について

第51号議案 南関町空き家に付随した農地の特例面積取扱要綱の廃止について

第52号議案 南関町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告第11号 合意解約について

報告第12号 許可不要転用届について

報告第13号 南関町農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規定の制定について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 井上 繁孝 君

副会長 打越 辰美 君

2番 原口 隆治 君
4番 猿渡 徳幸 君
6番 福山 正英 君
8番 山口 勲 君

3番 大里 義明 君
5番 片山 弘美 君
7番 末竹 信雄 君
9番 城戸 英次 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

1番 平山 竜代 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 田口 明 君
書記 齋田 士郎 君

令和4年度第13回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時19分

1. 開 会

○副会長（打越 辰美君） ご起立をお願いします。皆さんお揃いですので、ただいまより令和4年度第13回の南関町農業委員会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 1番、平山委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を3番、大里委員さん、よろしく願いいたします。

○3番（大里 義明君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆様、改めてこんにちは。

本日は第13回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本当に、皆様方にはお仕事また年度末ということで、本当に多忙な時期に今日出席していただきましてありがとうございます。早いもので私たち昨年の4月から農業委員を任命されたわけですが、本年度最後の総会となりました。

本当に皆様のご協力で今期も本年度ですかね、終わろうとしているわけですが、いろいろと皆さんからご意見等賜ることです。今日は議案もだいぶん出ておりますということで、最後までご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、議長の席につかさせていただきます。

それではこれより議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として7番末竹委員、8番山口委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度といたします。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第46号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、5件5筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願ひいたします。

8番山口委員、申請番号477番説明をお願いします。

○8番（山口 勲君） 説明いたします。申請番号477番、この農地には今現在栗が少し手入れは十分ではないんですけど、ここに事務局説明にあるように売買による申請ということで、受人のほうは屋敷のまん隣りで、人手もあって今よりも十分な手入れもできるじゃろうと思います。売買でかなりありますけど私と2月の28日、事務局と小原の推進委員さんと3名で現地を確認いたしました。別に問題があるとは思いませんでした。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、2番原口委員、申請番号485番、486番の説明をお願ひいたします。

○2番（原口 隆治君） 申請番号485番、486番。これは地図にありますように、隣接した同じ方の土地を、経営縮小ということで地元の方へ売買されるということで、先日事務局の方と推進委員の4名で確認してきました。

これにつきましても別段、何も問題があるようなところはありませんでしたので、

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、5番片山委員、申請番号503番の説明をお願いいたします。

○5番（片山 弘美君） こちらですね、2月の28日、事務局2人と推進委員さん、私、計4名で現地のほうを見てきました。畑ですね、こちら利用してあってきれいに整理してありました。これはどなたのかというと、縮小されるということで、笹渕さんがですね。現在使われている方に贈与しますということだったんですよ。見た限り、栗とかいろいろありましたけど、のちにはきれいに整理したいということで借りてある方だったんですけど、贈与ということで喜ばれてました。きれいに今からできるということで。隣が自宅でしたので、猪の被害もないということだったので、これから利用されると思います。

ご審議のほうよろしく願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、3番大里委員、申請番号506番の説明をお願いいたします。

○3番（大里 義明君） 506番のご説明をいたします。

2月28日に事務局、推進委員と同行いたしまして現地のほう確認いたしております。渡人の方が遠方におられますものですから、管理のほうができないということで受人の平川さんのほうに所有権移転のほうで売買されております。隣接地においても平川さんのほうですすでに農地として管理をされておりましたので、この案件については問題ないものと判断をいたしました。

ご審議をお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第46号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第46号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第47号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は3件3筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

9番、城戸委員、申請番号499番。

○9番（城戸 英次君） 499番についてご説明いたします。

この件につきましては、先月の総会で462番で個人住宅であがった案件で、総会終了後に県のほうから検査がありまして、個人住宅ではなくて農家住宅という提案がありましたので、申請者も個人住宅を取り下げて農家住宅で再申請されています。面積等々は前回のもので全く一緒で問題ないと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、2番原口委員、申請番号508番、509番の説明をお願いします。

○2番（原口 隆治君） 申請番号508番、509番ですけれども、こちらも地主さんは同じ方です。転用目的としましては、508番のほうは資材置場と駐車場の利用ということで転用されるということです。509番のほうは地主さんの息子さんご自身が自宅を建てられるということで、そこに小さい住宅になりますけれども、個人住宅でありますけれども、そこに建てられるということでの申請です。これに対しては、周りも住宅がありまして何ら問題のないような場所にありましたので問題ないかなと思います。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第47号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第47号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第48号議案、「農地法第5条事業計画の変更申請について」を議題といたします。

案件は1件です。

本案について現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

5番片山委員、申請番号505番の説明をお願いします。

○5番（片山 弘美君） 申請番号505番についてお話しします。

2月の28日、11時頃ですね、事務局お二人と推進委員、私、計4名でまた見ってきました。こちらがですね、太陽光をもう設置してあります。令和2年に法務局のほうからこちらでいいですよと許可は受けてあったそうです。設置をしてありま

すけれど、分筆したときにそこに墓地があるとかわからなくて、墓地があったので結局そこは形を変えられたんですね。最初に出していた許可のとはまた違う許可証がいるということでしたので、形状が違うという届けを出されるために事業計画変更という届けを申請よろしくお願ひしますとのことでした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第48号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第48号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第49号議案、「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により設定するものです。設定予定の筆数は4筆です。面積は合わせて6,994㎡です。

なお、本案は「南関町農業委員会会議規則第10条」の規定による議事参与の制限に該当する案件となっております。「私、本人」が議事参与の制限者に当たりますので、本議案の進行を副会長の打越委員と交代し、私は暫時退席をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（井上会長 退席）

○副会長（打越 辰美君） それでは、審議に入ります。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

7番委員。

○7番（末竹 信雄君） 512の3の受人の住所、これ違うとでしよう。長洲。

○事務局長（田口 明君） すみません。これ南関町の間違いです。訂正いたします。

○副会長（打越 辰美君） ほかにご意見、ご質問は。

○8番（山口 勲君） 今んと長洲を南関に変えるわけですか。

○事務局長（田口 明君） はい、そうです。長洲を南関に訂正願ひします。

○8番（山口 勲君） 実際の場所は写真か何かあつとですか。これは。実際の場所は。

○事務局（齋田 士郎君） 利用権に関しては図面のほうを以前からお配りしてませんので、図面のほうの配布は行っておりません。以上です。

○副会長（打越 辰美君） ほかにご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○副会長（打越 辰美君） ないようでございますので、採決いたします。

第49号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○副会長（打越 辰美君） 異議なしと認め、第49号議案は原案のとおり承認されました。

ここで退席されました井上会長には着席を求めます。

（井上会長 着席）

○副会長（打越 辰美君） 退席をされた井上会長に報告いたします。

第49号議案につきましては、原案のとおり承認されました。

それでは、議長を交代いたします

○議長（井上 繁孝君） 続きまして、第50号議案、「農地取得に係る別段の面積基準の変更について」を議題といたします。

本案については、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局より説明を申し上げます。

本案は、農地法の改正に伴い、下限面積要件が法律的に廃止となったため、本町で定めていた別段面積、要は3反以上の農地を持っている方が土地を農地を取得できるという要件につきましてはの廃止となります。施行期日につきましては、令和5年4月1日です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

それでは審議に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。下限面積の廃止ということです。

8番委員。

○8番（山口 勲君） これは、あまり詳しく私どもわかりませんが、今までこうやってずっと農業をとする人が隣の田ん中とか畑を借って、作物を作ったり管理されるのは非常にいい面もあるけど、問題点もかなりあるとじゃなかるかなと思うところがあるわけですね。

なぜかというとしゃが、ここでいつかも言うたように、新規就農者が私たちのところに来てからですね、その人がなかなか自分が借ってるところの草刈りとか用水路の保全管理とかそういうのが、やはりもともとの農家の人じゃないから非常に困っているわけですよ。近辺の人がですね。新しく本当に農業をされる人には非常に良い面もあるけど、ぐるりにおる人非常に懸念する場合も出てくるからそういうと

ころは、今後どういうふうに町とか農林省とかそういうところはするとは取り組んでいくか。そういうとこ計画は何かあるんでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 私からいろいろ説明するよりも事務局よりよろしく願います。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局から説明します。

まず、農地取得に関して、今まで要件とあった下限面積が今回撤廃、法律的な撤廃になりますので、各それぞれの市町村の農業委員会のほうで制限を求めることは望ましくないということで国からのガイドラインがきております。8番山口委員がご心配の非農家の方が農地を取得される際に機械を持っているかとか、適切に管理をされるかというのに関しましては、以前も農地法の3条で全部耕作の要件だったり、適切に管理を行うというのは農地法の3条で農地を取得する際の要件となっております。

今後農地を取得される際、非農業者の方がされる際につきましては、国のほうから指針を示されるということは聞いておりますが、今のところはっきりした指針はきておりませんが、耕作される物だったり、お持ちの機械、農機具等に関しましては、申請の上がった段階で事務局のほうで確認をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） よございますか。

あのですね、この下限面積というのは、もともとは南関町は5反やったです。5,000㎡。それで、平成二十何年に南関町もご覧のとおり遊休農地と言いますか、そういうとが増えてきたために、農地を求めやすいように下限面積を3,000㎡にしたわけです。5反だったらなかなか求めにくかでしょ。それで3反だったら非農家の方も農地を買って農業を始めるというような緩和をしたわけです。南関町は、それが今回は撤廃廃止。ゼロになったわけです。ただし、今言われたように条件はつきものですので、以前も農業をされる方が3反とか3反以下で買ったりしとっても、農機具を持っているか何か全部事前に調査して許可をした事例はあります。そういうことで、誰でもがということはなかなか厳しいかと思えます。転用される可能性があっでしようが。少し買うてね。そういうことはいろいろ事務局と相談しながら皆さんと相談しながら進めていきたいと思えます。これは全国、廃止になるのは南関町だけでございませぬのでございませぬか。

○8番（山口 勲君） まあそういうことだろうと思うけどですね、部落で農業委員に出とらんところも推進委員さんたちも含めて、対面で話し合うか何かそういうして申請をするようにするならいいばってん、なかなか懸念があるのがそう思うわけですよ。売買して1年か2年してすぐ転用とかなんとかそういうことでもなる可能性

も余計出てくるとやなかろうかと思うてからですね。十分な広か畑とか田んぼなら真ん中をそういう人がどこにも地元とか何とかあんまり打ち合わせもなしで買わるともよし悪しの面もあるけん非常に注意して取扱わんといかんじゃろと私は言いよるわけです。

○議長（井上 繁孝君） はいはい。十分わかりますので。そういう時は、皆さんと一緒にになって取得できるかできないかを審議した上で（できるものについては）許可するというわけですので。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第50号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第50号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第51号議案、「南関町空き家に付随した農地の特例面積取扱要綱の廃止について」を議題といたします。

本案については事務局より説明を求めます。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明いたします。

先ほどの議案第50号と同じくですね、本案につきまして農地法の改正に伴い、下限面積の撤廃があったため、本町が定めておりました空き家バンクに付随した農地に関しては特例面積ということで0.01㎡以上のほうから農地を取得できるような特例面積を定めておりました。あくまでも空き家バンクに登録をされた家の付近に付随する農地を取得する際の特例面積となっております。先ほどありましてとおり農地法の改正で下限面積の撤廃となりましたので、この要綱に関しましても廃止ということで、施行期日は令和5年4月1日から廃止ということでご提案いたします。

事務局から説明は以上です。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

これに対して質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第51号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第51号議案は原案のとおり決定いたしま

す。

続きまして、第52号議案、「南関町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。

本案について、事務局に説明を求めます。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局より説明申し上げます。

平成28年に農業委員会法の改正に伴い、農地等の利用の最適化に関する指針を策定するという事で、当時努力義務であったものに関して南関町農業委員会のほうでは指針を、平成28年12月12日の総会を経て指針を設定しております。それに関して、今回農業委員会法の改正に伴いまして、指針の策定につきまして、義務化になったことと、地域計画策定等の指針の内容が一部変更する必要が生じたため今回改正ということで議案のほう出させていただきました。

事務局からは以上となります。

○議長（井上 繁孝君） それでは審議にはいります。

何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第52号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第52号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第11号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配布済みですのでこれで終了させていただきます。

続きまして、報告第12号、「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配布済みですのでこれで終了させていただきます。

続きまして、報告第13号、「南関町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規定の制定について」を議題といたします。

本件については、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明いたします。

南関町個人情報保護条例が今年度末をもって廃止されまして、令和5年4月1日から南関町個人情報の保護に関する法律施行条例という新たな個人情報に関する条例が制定の上施行されます。それに伴い南関町農業委員会で定めるべく個人情報の取り扱いの規定につきまして、改めて今回制定をさせていただくこととしております。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきまして、ありがとうございます。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、閉会を打越副会長、よろしく願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立をお願いします。これもちまして、令和4年度第13回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時53分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人